高松家庭裁判所委員会（第１６回）議事概要

１　日時
平成２３年１２月８日（木）午後１時３０分から午後４時００分まで
２　場所
高松家庭裁判所大会議室
３　出席者
(1)　委員
今村和彦，大前良子，岡原剛，小野修一，川池陽子，中山充，樋口清子，星川叔子，水沼祐治，溝内靖晃
(2)　事務担当者
山本首席家庭裁判所調査官，藤澤次席家庭裁判所調査官，西崎次席家庭裁判所調査官，古田島主任家庭裁判所調査官，井上首席書記官，朝日訟廷管理官，川崎事務局長，小西総務課長，櫻又総務課課長補佐
４　議事（■委員長，○委員，●事務担当者）
(1)　高松家庭裁判所長あいさつ
(2)　委員紹介
新任の小野修一委員，中山充委員，星川叔子を小西総務課長が紹介した。
(3)　本日のテーマ「家庭裁判所の役割と家庭裁判所における広報について～家庭裁判所が市民にとってより利用しやすい存在になることを目指して～」に関する協議
ア　家庭裁判所の役割について，古田島主任家庭裁判所調査官が説明した。
イ　裁判所が行っている広報活動について，川崎事務局長が説明した。
ウ　裁判所のホームページを閲覧した。
エ　意見交換
○　本日のテーマに関して，家庭裁判所が市民にとって身近な存在であるかどうかと言えば，やはり敷居が高いと思う。その敷居の高さがどこから来るかであるが，キーワードは３つ。費用，手続，プライバシーが上げられると思う。家庭裁判所の費用は安く，手続も簡単で，プライバシーの配慮もされているようであるが，市民は裁判所の費用は高く，手続も難しく，相談内容等が漏れてしまうのではないかというイメージをもっている。市民のそのようなイメージを払拭することが必要である。
○　家庭裁判所の役割についての説明を聞いて感じたことであるが，市民は家庭裁判所に相談機関としての役割のイメージを持っているので，相談に来て，失望する。また，裁判所としてもそのことを説明することが負担となる。裁判所の役割をきちんと市民に周知して，役割についての誤解を解消することも必要である。
○　広報ツールとして紹介があった中で，「家庭裁判所のしおり」はよく出来ており，家庭裁判所の費用は安く，手続も簡単で，プライバシーの配慮もされていることを上手に説明していると思うが，どこにどれくらいの数を配

布しているのか。

● 県の関係機関，県内全ての市，町，警察署などに各１０部程度配布している。

○ せっかくよくできたパンフレットなので，もっと配布してはどうか。家庭内の問題であれば，公の機関に相談に行く前に誰かに相談すると思う。地域の世話役であったり，知恵者であったり，そのようなキーマンが家庭裁判所のことを理解していればよいと思う。

○ 家庭内の問題については家庭裁判所の手続を利用しなくとも解決できる問題も多いように思う。県や市にも家庭内の問題に関する相談窓口があるので，そのような相談窓口から家庭裁判所へつなぐ事例かどうかについて，関係機関が十分に連携して認識を共通化しておくことも必要である。

○ 相談機関としては，低廉で利用しやすい弁護士相談がその役割を担うのが司法制度の理想であると思うが，現実にはそのようにはなっていない。市民は家庭裁判所が相談機関ではないことは分からない。また，家庭裁判所を利用することにより，簡単に解決できるのに，それを知らないばかりに長期間にわたり問題を抱えたまま過ごしている人もいるように思う。家庭裁判所の広報の視点としては，家庭裁判所の役割をきちんと周知するとともに問題を抱えている人に情報発信していくことが重要であると思う。

○ 広報ツールとして，インターネットの重要性は今後ますます高くなると思う。また，紛争を抱えている人にとって，裁判所の全ての情報が必要なわけではなく，紛争解決のために必要な情報が入手できればよいので，裁判所のウェブサイトはそのような視点で作成すべきであると思う。

○ 裁判所のウェブサイトで情報を入手することにより，家庭裁判所の窓口の負担も軽減されるのでないか。その意味でもウェブサイトを充実させるべきである。実際に裁判手続についてのＱ＆Ａを閲覧してみたが内容はいいと思った。しかし，ウェブサイトは古い作りになっていて，アクセスの利便性も悪く，全てを開いていかないと分からないような面もある。Ｑ＆Ａのようなサイトは市民の目に入りやすい所に移動することが必要ではないか。裁判所全体のことであり，高松家庭裁判所だけで解決できるものではないが，利用者である国民の視点からのウェブサイトにしていただきたい。裁判所のウェブサイトは項目の標題が難しく，文字が多いことも問題であると思う。写真やイラストを増やした方がよいと思う。なお，アイコンを作るだけでも違うと思うし，スマートフォン対応のページも作るべきだと思う。

○ 裁判所の作成するパンフレットについて，裁判所の手続の案内だけでなく，他機関と連携したパンフレットを作成してもよいのではないか。例えば，家庭裁判所では相談を行っていないのであれば，先ずは相談機関で相談してくださいということで相談機関の名称を入れるようなパンフレットにした方が市民にとっても裁判所にとってもよいのではないか。

○ 広報活動として所長などが市民講座の講師に行っていることが紹介されたが，そのような機会は大切であると思う。また，そのような機会を利用し

た積極的な広報活動も考えてよいのではないか。裁判所の所長というと市民は違う世界の人と思っているが，市民講座などで接することにより身近な存在になる。また，市民講座に参加している市民には地域の世話役のような人も多いので，そのような機会に，相談機関や家庭裁判所について説明したイラストペーパーを配布すれば，その人たちを通じて家庭裁判所の役割や利用の仕方が明確になることも期待できる。

○　日刊新聞にはワンポイントアドバイスのコーナーを設けているところもあるし，市の広報誌も裁判所の記事を掲載してくれる可能性がある。情報発信の仕方としては，そのような紙面を利用することも考えてよいのではないか。

○　その際には，解決のためのアドバイスと解決できない時の家庭裁判所の利用の仕方のような切り分けをして，情報発信していけばよいと思う。

■　指摘されたことについて，家庭裁判所でさらに検討し，できた点とできない点を報告していきたい。以上で，本日の意見交換会を終了する。

(5)　次回期日

平成２４年６月２８日（木）午後１時３０分から開催することとした。